⑤　警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、国土交通省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

⑥　中部地方整備局（港湾空港関係を除く。）における一般土木工事に係る一般競争参加資格の認定の際に客観的事項（共通事項）について算定した点数（経営事項評価（共通）点数）が、1,200点以上であること。（上記①の再認定を受けた者にあっては、当該再認定の際に経営事項評価点数が1,200点以上であること。）

⑵　構成員の技術的要件等　特定建設工事共同企業体の構成員は、令和７年８月29日において次の要件を満たすものとする。

①　平成22年度以降に、元請けとして、以下に示す同種工事の引渡しを完了した実績を有すること（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20％以上の場合のものに限る。（乙型にあっては分担工事の実績に限るものとし、出資比率は問わない。））。「海外インフラプロジェクト技術者認定・表彰制度」により認定された海外実績も国内の実績と同様に評価する。なお、当該実績が入札説明書に示すものに係る実績である場合にあっては、評定点合計が入札説明書に示す点数未満であるものを除く。

同種工事：下記の㋐～㋑の要件を満たすＮＡＴＭ工法によるトンネル工事の施工実績を有すること。ただし、下記㋐～㋑は同一工事かつ同一トンネルであることとし、施工延長については掘削および覆工を実施した区間の延長であること。

㋐　トンネル内空断面積（覆工後の内空面積（代表値））65㎡以上であること。

㋑　トンネル施工延長が1,300ｍ以上であること。

特定建設工事共同企業体にあっては、代表者が全ての要件を満たす施工実績を有し、他の構成員はいずれかの要件を満たす施工実績を有すること。

②　当該工事に対応する建設業法（昭和24年法律第100号）の許可業種につき、許可を有しての営業年数が５年以上あること。ただし、相当の施工実績を有し、確実かつ円滑な共同施工が確保できると認められる場合においては、許可を有しての営業年数が５年未満であってもこれを同等として取扱うことができるものとする。

③　当該工事に対応する建設業法の許可業種に係る監理技術者又は国家資格を有する主任技術者を当該工事に専任で配置できること。

⑶　出資比率要件　特定建設工事共同企業体のすべての構成員が、均等割の10分の６以上の出資であるものとする。

⑷　代表者要件　特定建設工事共同企業体の代表者は、構成員の中で最大の施工能力を有する者であって、その出資比率が構成員中最大であるものとする。

⑸　特定建設工事共同企業体の協定　特定建設工事共同企業体の協定書は、「建設工事共同企業体の事務取扱いについて」（昭和53年11月１日付け建設省計振発第69号）の別添「建設工事共同体の事務取扱いについて（回答）」（昭和53年11月１日付け建設省茨計振第771号）の別紙に示された「特定建設工事共同企業体協定書（甲）」によるものとする。

９　一般競争参加資格の認定を受けていない者を構成員に含む特定建設工事共同企業体の取扱い

８⑴①の認定（８⑴①の再認定を含む。以下同じ。）を受けていない者を構成員に含む特定建設工事共同企業体も６及び７により申請をすることができる。この場合において、特定建設工事共同企業体としての資格が認定されるためには、８⑴①の認定を受けていない構成員が８⑴①の認定を受けることが必要である。なお、この場合において、８⑴①の認定を受けていない構成員が当該工事に係る開札の時までに８⑴①の認定を受けていないときは、特定建設工事共同企業体としての資格がないと認定する。

10　資格審査結果の通知

「一般競争参加資格認定通知書」により通知する。

11　資格の有効期間

特定建設工事共同企業体としての資格の認定の日から当該工事の完成する日までとする。

ただし、当該工事に係る契約の相手方以外の者にあっては、当該工事に係る契約が締結される日までとする。

12　その他

⑴　特定建設工事共同企業体の名称は、「令和７年度　19号薮原トンネル工事○○・○○特定建設工事共同企業体」とする。

⑵　当該工事に係る競争に参加するためには、開札の時において、特定建設工事共同企業体としての資格の認定を受け、かつ、当該工事の「入札公告（建設工事）」に示すところにより競争参加資格の確認を受けていなければならない。

競争参加者の資格に関する公示の訂正

次のとおり訂正します。

令和７年８月６日

支出負担行為担当官

東北地方整備局長　西村　　拓

◎調達機関番号　020　◎所在地番号　04

１　掲載日

令和７年７月16日（号外政府調達第131号）

２　訂正内容

⑴　57ページ１段目上から14行目の「、インバート工」を削除します。

⑵　57ページ２段目上から７行目の「、インバート工」を削除します。

招　　請

意見招請に関する公示

次のとおり調達物品の仕様書案の作成が完了したので、仕様書案に対する意見を招請します。

令和７年８月６日

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構

財務契約部長　松本　尚也

◎調達機関番号　817　◎所在地番号　08

○第 07―1207― ２ 号

１　調達内容

⑴　品目分類番号　16

⑵　購入等物品及び数量　ＨＴＴＲ常用高圧盤及び常用系パワーセンタ用遮断器の購入　１式

２　意見の提出方法

⑴　意見の提出期限　令和７年８月27日12時00分（郵送の場合は必着のこと。）

⑵　提出先　〒319―1184 茨城県那珂郡東海村大字舟石川765番地１　国立研究開発法人日本原子力研究開発機構　財務契約部　事業契約第３課　電話080―3600―6989

３　仕様書案の交付

⑴　交付期間　令和７年８月６日から令和７年８月26日まで

⑵　交付場所　上記２⑵に同じ。

４　仕様書案の説明会

⑴　開催日時　令和７年８月21日10時00分

⑵　開催場所　〒319―1184 茨城県那珂郡東海村大字舟石川765番地１　国立研究開発法人日本原子力研究開発機構　総合管理棟１階　ミーティングルーム

５　Summary

⑴　Classification of the products to be procured ; 16

⑵　Nature and quantity of the products to be purchased ; Purchase of high voltage panels and power center circuit breakers for normal power supply of HTTR, 1 set

⑶　Time-limit for the submission of comments : 12 : 00, 27 August 2025

⑷　Contact point for the notice ; Contract Section 3, Financial Affairs and Contract Department, Japan Atomic Energy Agency, 765―1, Funaishikawa Tokai-mura Naka-gun Ibaraki-ken 319―1184 Japan. TEL 080―3600―6989

意見招請に関する公示

次のとおり調達物品の仕様書案の作成が完了したので、仕様書案に対する意見を招請します。

令和７年８月６日

中日本高速道路株式会社

代表取締役社長　縄田　　正

◎調達機関番号　418　◎所在地番号　23

１　調達内容

⑴　品目分類番号　71、27

⑵　調達物品　クラウドストレージ等の調達一式　※導入経費・保守料等を含む

なお、数量はおおよその規模を示すものであり、入札公告時に変更となる可能性がある。

２　意見の提出方法

⑴　意見の提出期限　令和７年８月27日16時00分（郵送の場合は必着のこと）

⑵　提出先　〒460―0003 名古屋市中区錦２―18―19　中日本高速道路株式会社　名古屋支社　総務企画部・契約課　電話052―222―1209